

東大和市立第三中学校 学校部活動の在り方について

*「東大和市教育委員会 学校部活動の在り方に関する方針」の趣旨

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動(運動部活動及び文化部活動)を主な対象とし、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野(競技種目)等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえて、次のことを目指す。
- 運動部活動では、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 文化部活動では、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

1. 「東大和市立第三中学校 学校部活動の在り方」のガイドラインの概要

本ガイドラインは、東大和市が示す「東大和市教育委員会 学校部活動の在り方に関する方針」(平成31年3月29日付)に基づき方針を示し、東大和市立第三中学校の実態や地域、分野等に応じて適切に実施されることを目指す。

- (1) 適切な運営のための体制整備
 - ①部活動の方針の策定
 - ②指導・運営に係る体制の構築
- (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - ①適切な指導の実施
 - ②部活動用指導手引の活用
- (3) 適切な休養日等の設定
- (4) 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備
 - ①生徒のニーズを踏まえた各部の設置
 - ②地域との連携等
- (5) 学校単位で参加する大会等の見直し

2. 学校の取り組みについて

- (1) 適正な運営のための体制整備
 - ①部活動の方針の策定
 - ・校長は教育委員会の「学校部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定する。
 - ・各部顧問は年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時、休養日及び大会参加日等)を作成する。
 - ・校長は校内で策定した活動方針及び活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。
 - ②指導・運営に係る体制の構築
 - ・校長は生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の部(運動部及び文化部)を設置する。

- ・校長は各部顧問の決定に当たり、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、校務分掌などの学校全体としての適切な指導、運営及び管理を行う。
- ・校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等を行い、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導や是正を行う。
- ・東大和市教育委員会は各学校の生徒や教師の数、外部指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員が任用・配置できるように、積極的に検討を進める。部活動指導員は学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において適切な指導を行うための研修を行う。なお、部活動指導員は、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行うことができ、校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

①適切な指導の実施

校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、以下の項目を徹底する。

- ・生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等)
- ・事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)
- ・体罰・ハラスメントの根絶
- ・熱中症事故防止

→「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に対応する。

(例)気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする。

②部活動用指導手引の活用

部活動用指導手引の活用とは、(2)①に基づく指導を行うことである。

(3) 適切な休養日の設定

【休養日の設定】

- ・学期中、週あたり2日以上以上の休養日を原則設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。)
- ・練習試合や大会への参加など、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保する。
- ・長期休業中の休養日の設定も、上記学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間も設け、生徒の十分な休養と、部活動以外にも多様な活動を行うことができるようにする。

【活動時間等の設定】

- ・学期中の平日は長くても2時間程度、週休日・祝日および長期休業中の校内での練習は3時間程度とする。
- ・練習試合や大会への参加、外部の活動は上記の限りではない。

(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

①生徒のニーズを踏まえた各部の設置

- ・生徒の部活動の多様なニーズは、技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等様々である。学校では、多様な部活動を設置し、活動方針を明確にすることで、生徒が自らのニーズにあった部活動に入部できる環境を整える。ただし、各部活動の活動状況や顧問数、学校施設等を考慮し、運動部の設置について慎重に検討する。
- ・東大和市教育委員会及び関係機関等は、単一の学校では特定の教義や分野の部活動を設けることができない場合、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進する。

②地域との連携等

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

(5) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ①東京都中学校体育連盟、文化連盟及び東大和市教育委員会は、大会等の統廃合等を主催者に要請すると共に、各学校の各部が参加する大会数の上限を必要に応じて制限する。
- ②校長は、東京都中学校体育連盟・文化連盟及び東大和市教育委員会が定める上記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を検討する。

《参照資料》

『東京都教育委員会 部活動の在り方に関する方針』

①東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針>

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む。)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

②東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む。)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

『東大和市教育委員会 学校部活動の在り方に関する方針(東大和市立中学校版)』

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、最終下校時刻は、3月から10月まで午後6時30分、11月から2月まで午後6時00分とする。